

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊 本 菊 鹿 線	菊池郡西合志町大字野々島 2470番3地先から 同 所 同 字 2441番2地先まで	前	8.7 ～ 12.0	260.0	2 4 条 工 事
			後	8.7 ～ 18.0		

2 区域変更する期日 平成15年12月5日

熊本県告示第1156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年12月5日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	玉名植木線	玉名郡玉東町大字原倉字前 1737番1地先から 同 所 同 字 1736番1地先まで	32.2	工 事 用 迂 回 路
"	"	玉名郡玉東町大字原倉字畑 1647番1地先から 同 所 同 字 同 番 地先まで	22.5	"
"	"	玉名郡玉東町大字原倉字畑 1688番2地先から 同 所 同 字 1683番2地先まで	31.6	"
"	"	玉名郡玉東町大字原倉字畑 1639番2地先から 同 所 同 字 同 番 地先まで	32.5	"
"	部 田 見 木 葉 線	玉名郡玉東町大字原倉字大道下 349番20地先から 同 所 同 字 同 番 地先まで	24.8	"
"	"	玉名郡玉東町大字原倉字大道下 349番16地先から 同 所 同 字 同 番 地先まで	33.0	"

2 供用開始する期日 平成15年12月5日

熊本県告示第1157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。